

住民税所得割額の確認方法

①マイナポータルから確認する

マイナポータルにログインし、「おかね」「税・所得」から所得・個人住民税情報を参照し、令和6年度（2024年度）の「市町村民税所得割額」と「都道府県民税所得割額」を合計した額
※直近の申告内容は反映されていない可能性があります



項目	金額
市町村民税所得割額	円
市町村民税均等割額	円
都道府県民税所得割額	円
都道府県民税均等割額	円

市町村民税の欄までスクロール

②令和6年度市民税・県民税・森林環境税課税証明書から確認する

市民税の所得割額と県民税の所得割額を合計した額
※発行手数料（300円）がかかります。
※直近の申告内容は反映されていない可能性があります

③令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書（注1）から確認する

市民税算出所得割額等」と「県民税算出所得割額等」を合計した額
（変更前と変更後の記載がある場合は、変更後のみ合計した額）
※複数ある場合は最新のもの（変更後のもの）をご確認ください。

④令和6年度給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収の決定・変更通知書（納税義務者用）（注1）から確認する（給与所得のみで課税され、特別徴収（給与天引き）されている場合）

税額欄の市民税所得割額（6）と県民税所得割額（6）を合計した額
※複数ある場合は最新のもの（変更後のもの）をご確認ください。

市	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
県	税額控除前所得割額④			
	税額控除額⑤			
	所得割額⑥			
	均等割額⑦			
	森林環境税額⑧			

図A・Bのように「所得割額（定額減税後の税額）」の金額が0（定額減税しきれない）あるいは控除外額に1円以上記載がある場合は、

「定額減税一体措置（調整給付・不足額給付）」

の対象となる可能性があります。

対象となっている場合は、令和6年の7月下旬頃より実施された

「調整給付」の対象として既に精算済となっている場合が殆どですが、扶養親族の申告漏れ、修正申告等により定額減税しきれない額が発生した場合は「不足額給付」の対象となる可能性があります。